

議 事 日 程

令和4年2月10日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専第1号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第8号）

出席議員（6名）

1番 安江真治

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（1名）

2番 安保泰男

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 神 戸 誠

総 務 課 長 今井明德

村 民 課 長 安江修治

建設環境課長 安江透雄

教 育 課 長 有田尚樹

保健福祉課長兼
診療所事務局長 河田 孝

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書 記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和4年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は6名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和4年2月10日提出、東白川村長。

記1. 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）（別紙）。

次のページを御覧ください。

専第1号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ27億7,399万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年12月20日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税でございます。補正額は119万9,000円の追加で、普通交付税を追加して収支のバランスを取るものです。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

3款1項3目保健福祉費、補正額は119万9,000円の追加でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業でございます。需用費で事務用消耗品費が1万円、印刷製本費で封筒作成費で10万円、委託料でシステム開発委託料が108万9,000円の追加でございます。

事業実施に当たりまして、事前準備が必要になりましたので、専決処分をさせていただきましたので、お願いいたします。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

議運の折に説明があったことを、もう一度ちょっとお聞きしたいわけですがけれども、本日提案されております通常の補正のほうにも、同じ住民税の非課税世帯の臨時特別給付金事業というのがございますけど、これの専決の部分と、それから補正の部分の分離の仕方について、ちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

専決の部分と補正の部分のことなんですけれども、専決の部分につきましては、準備費ということで、もう今年度中に支払うというような前提でまず準備をさせていただいて、給付費については、補正のほうでやるような準備で件数等々の時間がちょっとかかりましたので、今回の補正に上げさせてもらったということで、特に事務費だけは先立って専決をいただいて進めていったというような状況でございます。

○議長（樋口春市君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第1号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年2月10日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

別紙のほうで新旧対照表をつけておりますので、それも御覧いただきたいと思います。

第9条に次の1項を加えるということで、第2項、みつば保育園及び子育て支援室に勤務する職員が、保育及び子育て支援業務に従事した場合には、勤務1月につき9,000円の範囲内で村長の定める額の処遇改善手当を支給する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

改正の趣旨につきましては、前回全員協議会のほうで御説明したとおりでございます。よろしく
お願いします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第5、議案第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,663万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,063万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。令和4年2月10日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただきまして、4ページを御覧いただきたいと

思います。

第2表 地方債補正。

変更点のみ説明させていただきます。

起債の目的で公共事業等でございます。これの限度額を、変更前の3,980万円から変更後の4,890万円に910万円追加するものでございます。

6ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、8ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は1,215万円の追加でございます。普通交付税を追加して収支のバランスを取るものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額は4万4,000円の追加でございます。児童手当交付金の追加でございます。

2項3目民生費国庫補助金、補正額は4,315万1,000円の追加でございます。

3節のところで、子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、3,050万円の追加、5節のところで、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金が1,250万円、その下の事務費補助金が2万5,000円、その下の保育士等処遇改善臨時特例交付金12万6,000円、それぞれ追加するものでございます。

8目土木費国庫補助金、1,178万1,000円の追加でございます。事業前倒しの採択によりまして、防災安全交付金を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

14款1項3目民生費県負担金、補正額は3万円の追加でございます。児童手当負担金の追加でございます。

2項2目総務費県補助金、補正額は38万2,000円の追加でございます。自主運行バス運行費の補助金で、事業費確定による追加交付でございます。

19款4項4目雑入、補正額は1,000円の追加でございます。歌舞伎保存会の電報の負担金でございます。

20款1項8目土木債、補正額は910万円の追加でございます。公共事業等債で防災安全交付金事業に充当するものでございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は35万7,000円の追加でございます。まず総務一般管理費では、歌舞伎保存会からの電報負担金1,000円を財源支出するものでございます。公共交通事業では、35万7,000円の追加でございます。補助金で自主運行バスの補助金の事業費確定による追加でございます。特定財源としまして、県補助金38万2,000円を財源充当いたします。

3款1項3目保健福祉費、補正額は2,935万円の追加でございます。住民税非課税世帯等臨時特

別給付金事業で2,935万円の追加でございます。役務費の郵便料で35万円、補助金で非課税世帯の給付金270件分で2,700万円、家計急変世帯の給付金で20件分200万円を追加するところでございます。特定財源としまして、国庫補助金3,050万円を充当しております。この国庫補助金の中には、専決でお願いしました事前の準備のほうの補助金も含まれておりますので、御理解いただければと思います。

2項1目児童福祉総務費、補正額は1,270万3,000円の追加でございます。児童手当交付事業で、扶助費で10万5,000円の追加をお願いするものでございます。この事業につきましては、国・県の補助金を7万4,000円財源充当をしております。

次のページをお願いします。

子育て支援室運営事業では、職員の特殊勤務手当を7万2,000円追加するものでございます。こちらは一般財源でございます。

子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、1,252万6,000円の追加でございます。役務費の郵便料で2万6,000円、補助金の子育て世帯臨時特別給付補助金で1,250万円の追加でございます。特定財源としまして、国庫補助金1,252万5,000円を財源充当しております。

2目認可保育所費、補正額は12万6,000円の追加でございます。みつば保育園運営費で職員の特殊勤務手当12万6,000円を追加するものでございます。これにつきましても、国庫補助金12万6,000円の特定財源を充当しております。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額は237万8,000円の追加でございます。ふるさと納税事業で、まず報償費のふるさと納税の還元記念品で100万円、役務費の宅急便料金で100万円、手数料でクレジットカードの決済手数料が5万円。

次のページをお願いします。

使用料及び賃借料で、寄附金の受付決済システム使用料32万8,000円の追加ということで、前回補正しておりました寄附金のほうですけれども、1,000万円以上増えたことによりまして、事業費の追加をお願いするものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額は2,798万5,000円の追加でございます。道路橋梁維持事業では598万5,000円の追加をお願いするものでございます。委託料で村道の除雪等業務委託料350万円、これはグレーダーによる除雪と融雪剤散布の費用でございます。工事請負費、小規模修繕等単価契約工事、100万円、原材料費で道路維持管理用の原材料費ということで、こちらは融雪剤の購入費用でございます。148万5,000円の追加をお願いするものでございます。

防災安全交付金事業では2,200万円の追加でございます。こちらは、国のほうの事業の前倒しがあつたことによりまして追加するものでございます。工事請負費、神土角領線他側溝蓋設置工事、1,300万円、魚戸線の歩道のカラー舗装工事で900万円の追加でございます。特定財源としまして、国庫補助金1,178万1,000円と公共事業債のほうで910万円の財源充当を行います。

3項1目住宅管理費、補正額は374万円の追加でございます。住宅管理費のほうで、工事請負費、木曾渡住宅5号棟退去修繕工事の追加をお願いするものでございます。こちらの住宅につきまして

は、平成18年から同じ方が住んでおられまして、ずっと手が入っておりませんので、今回退去されるに当たりまして、しっかり整備をして次の方にお使いいただくように準備するものでございます。補正予算は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明の中で、歳入のところで、歌舞伎保存会の電報負担金というのが存在して、これは電報料に対しての負担金を歌舞伎保存会が行ったという、どういう意味になるのかをちょっと説明と同時に、実は、歳出の段階で一般管理費の中でも歌舞伎保存会という言葉が先ほど出されたように思ったんですけど、それが数字的にどこだったのかというのと絡めて、ちょっと歌舞伎保存会とのお金のやり取りが今回されているということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

歳入の部分の雑入で上がっている歌舞伎保存会電報負担金についてですけれども、本来であれば、役員さんが亡くなったときに電報、弔電を打っているんですが、それを役場のほうの電話でNTTさんに弔電をお願いをしたということです。会計処理としては本当に、実は歌舞伎保存会の役員さんのところから申し込んで払うべきが、事務局が庶務のほうを、教育委員会がやっておるので、今回そんなような扱いになってしまったことを反省しております。申し訳ございません。よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

歳出のほうですけれども、2款1項1目の総務管理費の一般管理費のところで、財源のほうで1,000円、いただいた分を充当させていただいています。基本的には、電報等の費用につきましては、総務費のほうでもっておりますので、財源を充てさせていただいて相殺させていただいたという形になりますので御理解いただければと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前9時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員